



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
(局長 神保裕臣)
平成30年5月29日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 道永 忠幸
衛生専門官 平島 佳実
(電話) 096 - 355 - 3186

報道関係者 各位

熱中症による労働災害の増加が懸念されます STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症は毎年5月から9月にかけて多く発生し、特に7月、8月に多く発生しています。夏本番を迎えるこの時期、熱中症防止対策をしっかりと準備し、実行して行くことが大切です。

昨年、熊本県内の職場において、熱中症による休業4日以上 の被災者は18人でした。平成28年は21人でしたので3人減っており、また、熱中症として労災保険の療養補償給付を認定した労働者の数(治療を受けた労働者の数)は93人で、平成28年の111人から18人減りましたが、いずれにおいても高止まりの状況に変わりはありません。

熊本地震の公費解体後の災害復旧工事が本格化しており、建設業及びこれに付随して行われる警備業等において熱中症の発生が懸念されます。また、気象庁の暖候期予報では、西日本の気温は平年より高い見込みとされており、熱中症の発症リスクが高まることが想定されます。

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として昨年から「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

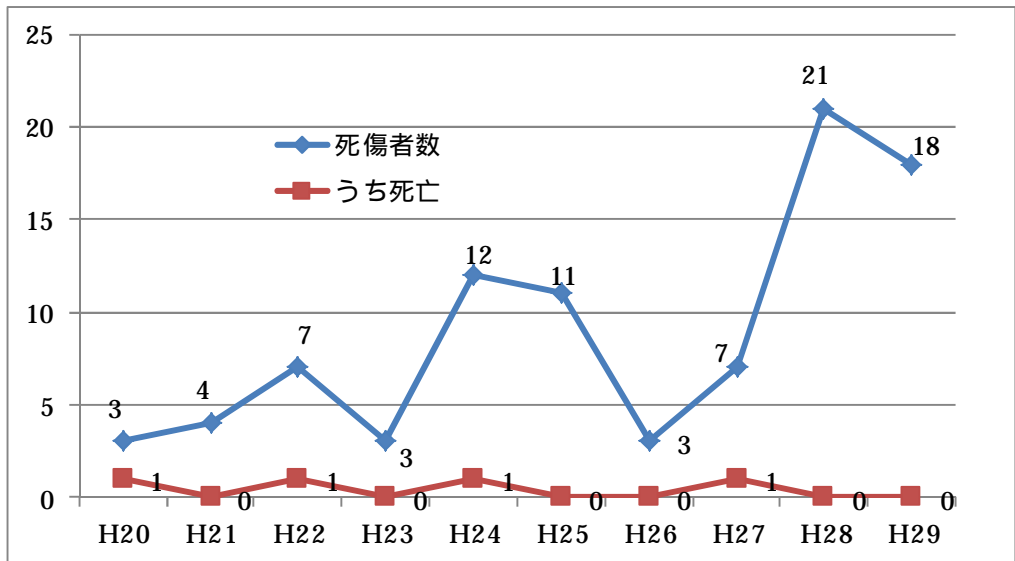
熱中症は死亡につながることもあることから、徹底した熱中症防止対策を県下の事業場や関係団体に呼びかけていきます。

(参考)

1. 熊本労働局管内における「熱中症による休業4日以上 の死傷者数の推移」……………参考1
2. 熊本労働局管内における「熱中症による療養補償給付件数の推移」……………参考2
3. 全国における「熱中症による休業4日以上 の死傷者数の推移」……………参考3
4. 熊本労働局管内における「熱中症による療養補償給付件数の推移」の内訳……………参考4
5. パンフレット「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」……………参考5

参考 1

熱中症による休業4日以上死傷者数の推移(人)(熊本県内)

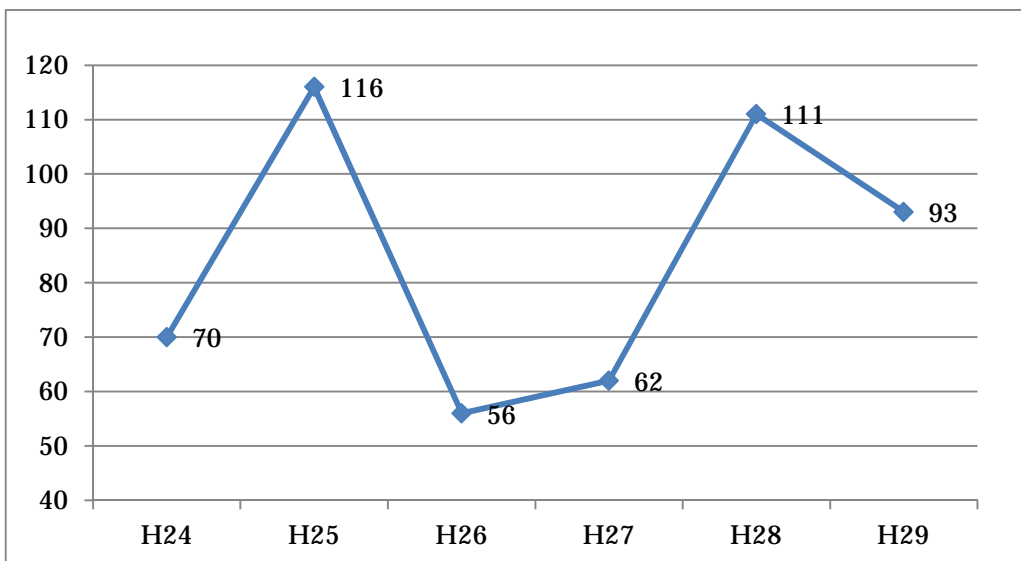


	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
死傷者数	3	4	7	3	12	11	3	7	21	18
うち死亡	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0

休業4日以上労働災害について、労働者死傷病報告により所轄の労働基準監督署に報告されたものから集計。

参考 2

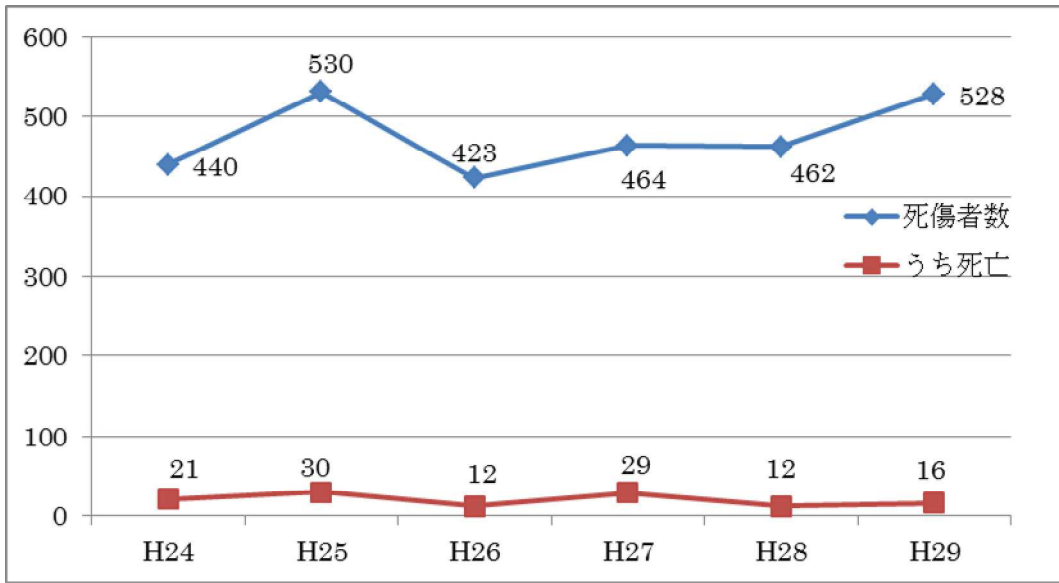
熱中症による療養補償給付決定件数の推移(熊本県内)



	H24	H25	H26	H27	H28	H29
決定件数	70	116	56	62	111	93

参考 3

熱中症による休業4日以上死傷者数の推移(人)(全国)



	H24	H25	H26	H27	H28	H29
死傷者数	440	530	423	464	462	528
うち死亡	21	30	12	29	12	16

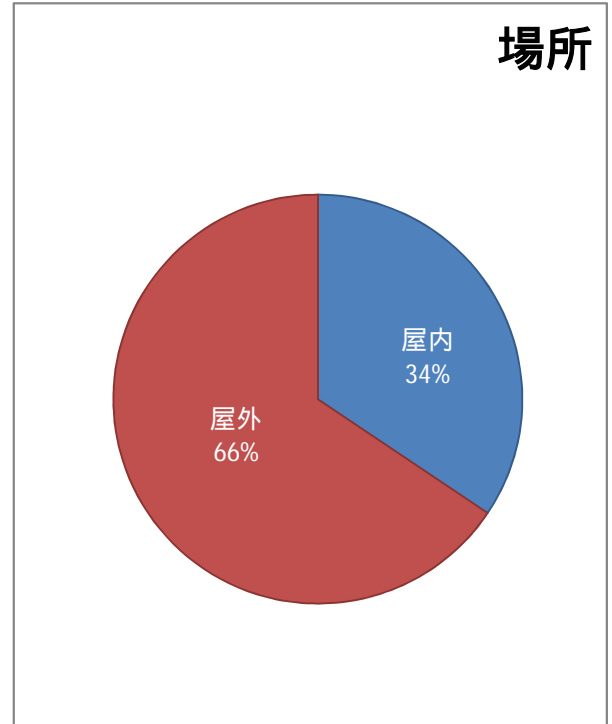
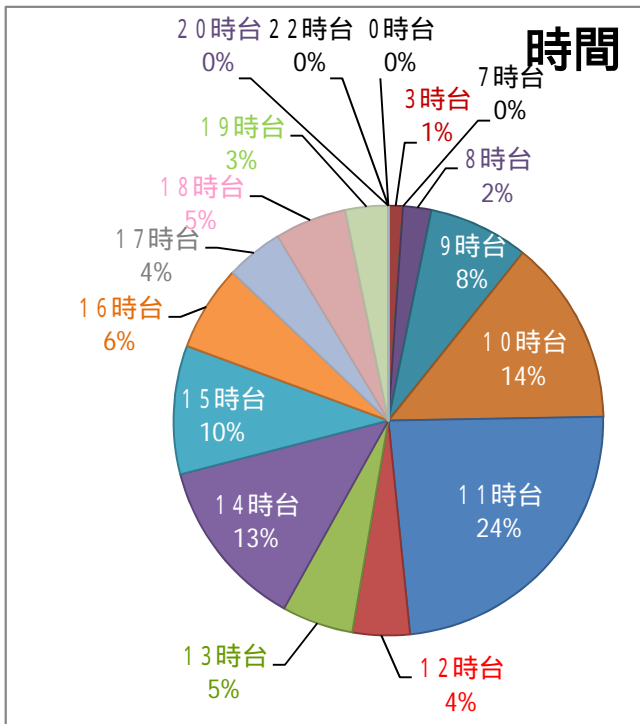
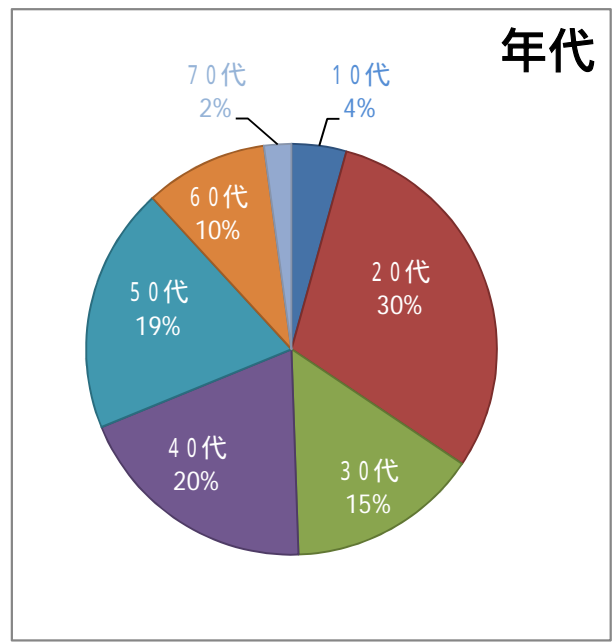
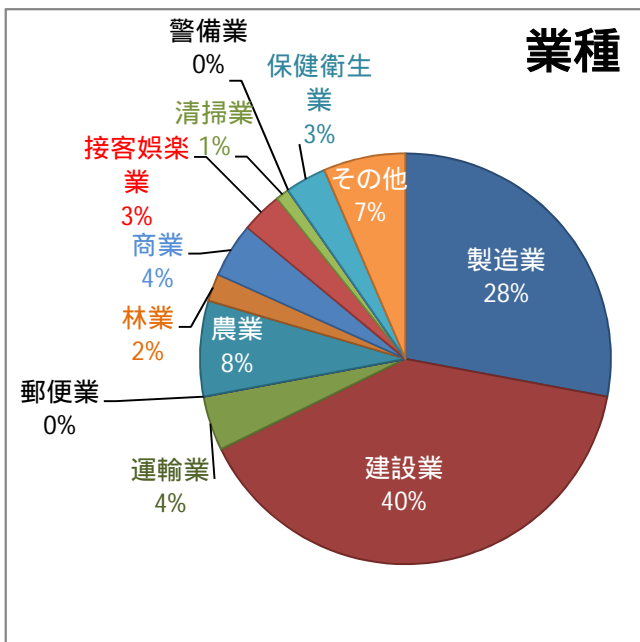
業種	製造業	建設業	運輸業	郵便業	農業	林業	商業	接客 娯楽業	清掃業	警備業	保健 衛生業	その他	計
	26	37	4	0	7	2	4	3	1	0	3	6	93

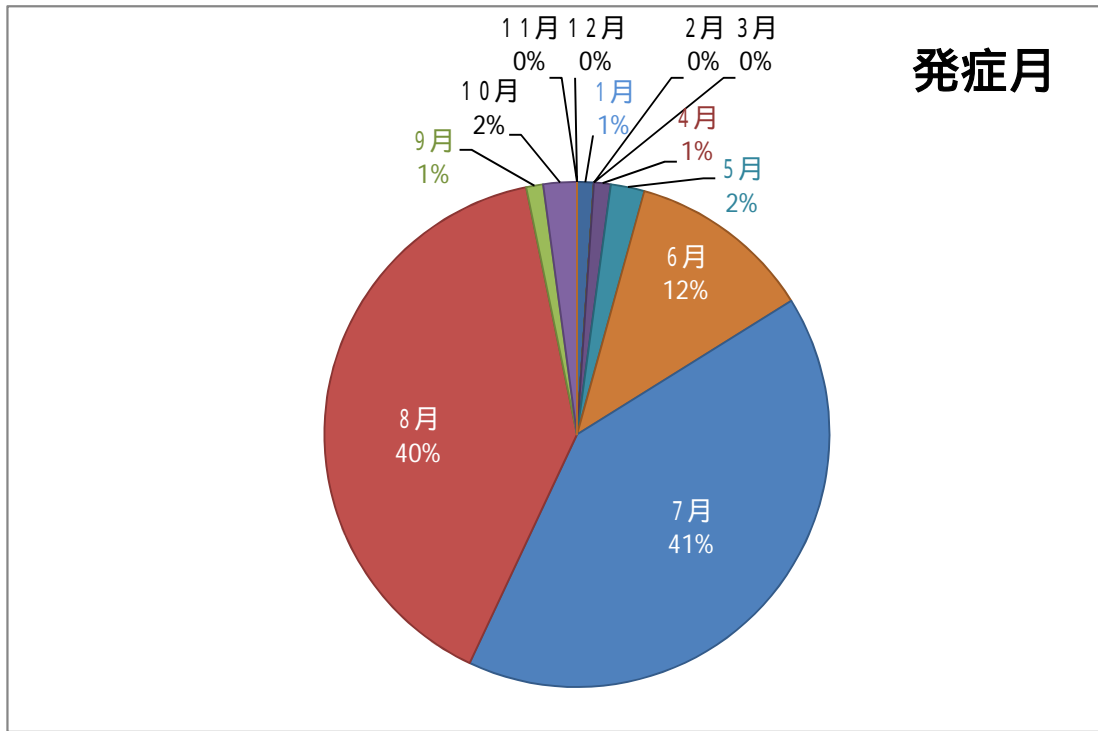
年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
	4	28	14	18	18	9	2	93

時間	0時台	3時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	22時台	計
	0	1	0	2	7	13	22	4	5	12	9	6	4	5	3	0	0	93

場所	屋内	屋外	計
	32	61	93

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	1	0	0	1	2	11	38	37	1	2	0	0	93





STOP！熱中症

平成30年5月～9月

クールワークキャンペーン


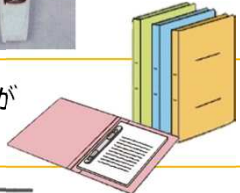

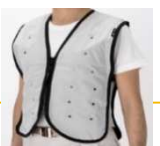


— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう！

実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、 にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。 
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。 
緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

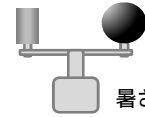
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

暑さ指数を下げるための設備の設置	
休憩場所の整備	
涼しい服装等	
作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。
水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ。う。
日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。
労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

異常時の措置

少しでも異変を感じたら
ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。

重点取組期間（7月1日～7月31日）

暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。う。

特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。う。水分、塩分を積極的に取りましょ。う。

各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。う。期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。う。

少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょ。う。

